

## 令和5年第6回水巻町議会 定例会 会議録

令和5年第6回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和5年12月12日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番 白石雄二

8番 岡田選子

2番 山口秀信

9番 井手幸子

3番 松野俊子

10番 中山 恵

4番 水ノ江 晴 敏

11番 古賀 信 行

5番 亀元公一

12番 近藤進也

6番 廣瀬 猛

13番 住吉浩徳

7番 名倉亮介

14番 高橋 恵 司

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係長 ・ 野 村 育 美

主任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

|                    |         |                       |         |
|--------------------|---------|-----------------------|---------|
| 町 長                | 美 浦 喜 明 | 子育て支援課長               | 吉 田 功   |
| 副 町 長              | 荒 卷 和 徳 | 福 祉 課 長               | 洞ノ上 浩 司 |
| 教 育 長              | 小 宮 順 一 | 健 康 課 長               | 植 田 英次郎 |
| 総 務 課 長            | 増 田 浩 司 | 建 設 課 長               | 北 村 賢 也 |
| 企 画 課 長            | 手 嶋 圭 吾 | 産 業 環 境 課 長           | 大 黒 秀 一 |
| 財 政 課 長            | 蔵 元 竜 治 | 下 水 道 課 長             | 岡 田 祐 司 |
| 住 宅 政 策 課 長        | 古 川 弘 之 | 会 計 管 理 者             | 寺 田 裕 彦 |
| 税 務 課 長            | 土 岐 和 弘 | 学 校 教 育 課 長           | 佐 藤 治   |
| 住 民 課 長            | 川 橋 京 美 | 生 涯 学 習 課 長           | 高 祖 睦   |
| 地 域 づ くり 課 課 長 補 佐 | 洞ノ上 典 絵 | 図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長 | 服 部 達 也 |

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和5年12月 定例会**  
**(第6回)**

第3回継続会

**本会議 会議録**

令和5年12月12日

水 卷 町 議 会

# 令和5年 第6回水巻町議会定例会 第3回継続会 会議録

令和5年12月12日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第6回水巻町議会定例会第3回継続会を開きます。

## 日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、古賀議員。

11番（古賀信行）

まず、公衆用道路について。

道路は国道、都道府県道、町・村道とありますが、地目がはっきりしない道路があります。

私は先日、頃末南三丁目16の方から相談を受けました。その方が住んでおられる地域は、10世帯で、道路の両側に家が建っているところです。道路のアスファルトが破損しているので、建設課に修理してほしいと相談に行ったら、建設課は道路に認定されていないから補修することはできないと言われました。

道路沿いの家の人たちは、家の固定資産税を水巻町に納入しているのだから、町道になっていなくても補修してやるべきだと思います。

歩道の縁石にしても、道路の左右では、縁石の工事が全く違うところがあります。（頃末南三丁目。）片側の歩道は縁石を高くしている。（車の出入口部分だけ低くしている。）反対側の歩道は全体的に縁石を切り下げている。（下げている歩道側には、町の仕事をしている建設会社の社長の家がある。）また、その東側の道路の一部を隆起してやっている。（交通量の少ない場所。）これも、特定の人物に便宜を図っていると思われるも仕方がないと思います。

町内には、町民が生活道路に使っていて、町道に認定されていないところで、大体何か所ありますか。

道路に認定されているかないかで、町民が受けるサービスが違ってきます。

町は道路を認定するための対策を取るべきだと思います。町長の考えを聞かせてください。

第2点目、孤独死と高齢者対策について。

今年も孤独死が発生しました。この方は、家族がいても、家族は外出していて、誰にもみとられることなく亡くなったそうです。

私が知っているだけでも4件の死亡がありました。その中でも悲惨なのは、死亡して数日経過していたので、腐臭がしていたそうです。発見者は私の知人で、新聞配達をしていて異臭に気づいたそうです。これからもこういうケースがあると思います。

また、伊左座二丁目では、7軒のうち2人が風呂場で死亡され、1人は風呂場で溺れて近所の

人に救出されました。

町はこういう事故防止のため、風呂場に呼出し用のベル設置の指導とかすべきだと思います。

もう一つは、75歳以上の高齢者の医療費が、福岡県では2022年度では、1人当たり約110万円を超えていると言われていています。

後期高齢者の医療費は、現役世代からの援助金と国の税金で賄われています。高齢者が元気であることは、子供や孫のお金の負担を減らすことになります。そういう点で、高齢者が町の施設を利用するときには、無料にすべきだと思います。

後期高齢者の医療費の本人負担保険料は約10%だと言われています。

町長の考えを聞かせてください。

第3点目、交差点等の停止線の適正化について。

佐川急便のトラックは、クロネコヤマトの宅急便より一回りボディが大きい。だから、曲がるときは、信号の停止線を踏んだり、対向車線の白線をはみ出したりしています。町は何らかの対策を取るべきだと思います。町長の考えを聞かせてください。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

町長。答弁。

#### 町 長（美浦喜明）

初めに、公衆用道路について、の御質問にお答えします。

町内には、町民が生活道路に使っていて、町道に認定されていない所は何か所ありますか、また、町は道路認定するための対策を取るべきではないですか、とのお尋ねですが、現在、町道として認定している路線数は483路線あり、延長は約132キロメートル、面積として約92万平方メートルを、認定道路として管理しています。

令和5年11月時点で、登記地目が公衆用道路として登録されている土地は1,753筆あり、面積は約102万平方メートルですが、その中に認定町道、町が寄附を受けた認定外の道路、個人が所有する道路等が含まれています。

実際の道路の中には、水路用地や雑種地等の土地も含めて、道路改良している箇所も多々ありますので、道路の実面積としては102万平方メートルより大きくなると認識しています。

このように、一概に道路といっても地目や名義が様々であり、個人名義の道路などは町で管理していませんので、その箇所数は把握しておりません。

また、本町が寄附を受けた認定外の道路につきましては、大部分が宅地造成を行った際に、各家屋の進入路として開発業者が行き止まり道路を整備したもので、施主が将来の維持管理を考えて町へ寄附したものです。

不特定多数の通行者が通り抜けをする認定道路と比べて、そのような行き止まり道路は沿線の居住者のみが利用するため、通行量は少なく、道路の劣化も少ないと考えているため、整備計画や台帳等の作成は行っておらず、箇所数としては把握していません。

しかしながら、道路の不具合があれば、町内パトロールや住民からの相談で、その都度、場

所の情報や解決方法を協議し問題解決に努めています。

町が寄附を受ける条件としては、町が指定する構造で道路及び排水施設を施工する必要がありますが、施主側の考えにおいて申請されることであるため、寄附をされていない個人所有の道路が町内の各所に残っています。

質問の冒頭にありました、町が補修できないと回答している箇所につきましても、宅地造成時の行き止まり道路で、現在も開発を行った会社が所有している道路であり、町が所有している土地ではないため、土地関係者の皆様で修理等の対応をお願いしている状況です。

現在、個人所有の道路で町が管理を行うことを希望される場合は、道路用地を寄附していただく必要がありますが、そのためには、境界標を復元することや、その道路用地に伴う町が指定する条件を解消できれば受け付けることができます。

町としても、できる限り皆様の要望に対応できるよう、日頃から心掛けておりますが、全ての要望に応えることは難しく、要望内容やその土地の状況などを調査した上で、解決に向かうように検討しています。

今後とも住民の皆様が安心して生活できるよう、適正な道路管理に努めてまいります。

次に、孤独死と高齢者対策について、の御質問にお答えします。

本町においても、高齢化率の上昇と家族形態の変遷により、独り暮らし高齢者の割合が増加してきているため、日常の困りごとや緊急事態が発生した時に、生活の場ですぐに対応できるような仕組みづくりこそが急務であると考えています。

そのため、第9期水巻町高齢者福祉計画を、地域包括ケアシステムの構築に係る後期計画と位置づけ、施策の事業評価やアンケート調査、生活支援体制整備事業の協議体の意見等から、高齢者福祉に係る課題を抽出し、対応策の検討を行っております。その中でも特に見守り、支え合い体制の仕組みづくりを重点施策として捉え、推進しております。

また、地域での支え合いの取組をさらに深化・推進させ、本町の福祉施策をより効果的に展開するため、水巻町福祉施策推進協議会において、令和6年度から令和11年度までを計画期間とした、第1期水巻町福祉総合計画を現在策定中でございます。

しかし、高齢者に限らず独り暮らしの方の孤独死は、全てを把握できているわけではありませんが、毎年数件発生しております。

そのため本町では、在宅の高齢者や障がい者等に対し、日頃からの見守り活動や災害時の支援等を円滑に行うため、令和2年度から「あんしん情報名簿整備事業」を実施しています。あんしん情報名簿には、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報が記載されており、同意を得られた方については、関係機関で情報を共有する取組を進めています。地域の方や御家族等から通報・相談があれば緊急連絡先に連絡をしたり、自宅を訪問し、地域の方への確認や家屋の外側からの確認などを行い、本人の安否確認を行っている状況です。

このように、緊急時の対応が迅速に実施できるように、あんしん情報名簿に登録をされていない方や、町の福祉サービス等を御利用されていない方には、高齢者支援センターや民生委員等の訪問により、あんしん情報名簿の登録を推奨しているところです。なお、あんしん情報名簿の登録者は、令和5年11月30日現在で1,126人となっております。

また、あんしん情報名簿整備事業以外の見守りサービスとして、配食サービスがございます。

この事業は、在宅の独り暮らしの高齢者等が、健康で自立した生活を送ることができるように配食サービスを提供し、同時に直接手渡しをすることで安否確認を行う事業となっています。

次に、心疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患等を持たれている方で、実質的に独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方には、緊急通報システム事業を実施しております。この事業は、ボタンを押すだけで事業を委託している福岡安全センターに連絡ができ、緊急の際はそこから救急に連絡を取ってもらえる仕組みとなっています。また、機器には人感センサーが設置されており、18時間センサーが反応しない場合は、安全センターから本人や登録されている緊急連絡先に連絡し、安否確認を実施しております。

そこで、まず1点目の、風呂場への呼出し用のベル設置の指導について、のお尋ねですが、風呂場への呼出し用のベルの設置については、同居家族等がいれば有効な場合もあるかと考えられますが、独り暮らしの高齢者が増加してきている状況の中、全ての人にベル設置について指導等を行っていく考えはございません。

しかし、冬場に温かい部屋から寒い部屋への移動など、急激な温度変化によって、血圧が上下に大きく変動することによって起こるヒートショック現象が高齢者に多く起こっており、入浴中の事故死は、11月から4月の冬季を中心に年間の80%が発生している状況です。そのため、高齢者支援センターや介護支援専門員などの訪問時に、ヒートショックの予防について、入浴前に脱衣所や浴室を暖めることや、浴槽から急に立ち上がらないようにすること、入浴前に同居者に一声かけて意識してもらおうことなどの事項を記載した文書を配布し、注意喚起を徹底したいと考えております。

次に2点目の、高齢者が元気でいるために町の施設を利用する時は無料にすべきだと思います、とのお尋ねですが、本町は、高齢者の心身の健康と福祉の増進のため、老人福祉法第20条の7の規定に基づき、水巻町高齢者福祉センターを設置しております。高齢者福祉センターでは、健康体操やパソコン教室、老人クラブ連合会など様々な団体の活動が行われており、利用については、あらかじめ申請しておく必要がございますが、無料で施設が利用できます。

また、その他の施設の利用につきましては、町内在住の65歳以上の高齢者、または65歳以上の高齢者が2分の1以上在籍する団体が、健康増進のために使用する場合は、総合運動公園多目的グラウンド、猪熊グラウンド、吉田グラウンドの使用料が7割5分減免になります。

さらに、平日午前中の利用などの基準等がございますが、テニスコート、ターゲットバードゴルフ場、町民体育館、武道館、体育センターにおいても、高齢者等の使用料については5割減免が適用されます。

そのため、他の利用者との公平性・平等性の観点から、高齢者のみを対象に体育施設等の使用料を現行以上に減免する考えはございません。

最後に、交差点等の停止線の適正化について、の御質問にお答えします。

トラック等が曲がる時、信号の停止線を踏んだり、対向車線の白線をはみ出したりすることへの対策について、のお尋ねですが、信号機や停止線がある交差点は、国や県、市町村が道路法に基づき認定した道路が交差している箇所と認識していますが、交差点で利用できる道路幅員やその他の条件などを考慮し、設置当時に適正であると判断した交通管理者である福岡県警が設置しています。

新規で停止線を設置する場合は、様々な理由により交通量が増大し、交差点事故の発生リスクが増大した場合に、交通管理者と道路管理者で協議を行い、交通管理者が必要であると認めた場合に設置されています。

また、速度規制や駐停車禁止、横断歩道や一時停止などの交通規制につきましては、道路交通法に基づき、交通管理者である福岡県警が管理しています。

そのため、本町での道路改良工事や民間開発での新規道路整備工事で、新規の交差点設置や交差点形状の変更が生じた場合などは、設計時点で福岡県警と協議を行い、信号機の設置箇所や横断歩道、停止線、中央線、路側線、その他安全に対する構造物の配置が詳細に指示されています。

その協議資料として、車両や歩行者の交通量解析やトラックを含む車両など交差点を右左折する時の交通軌跡図を作成し、停止線や中央線を踏まないような位置を設定するように指導があります。

停止線設置における一般的な留意点として、道路構造令では、「停止線は、原則として車道中心線に直角に設置すること」、「横断歩道がある場合は、最小1メートルの位置に設置すること」、「交差道路側の走行車両を十分な見通し距離をもって視認できる位置に設置すること」、「交差道路側の右左折車の走行に支障を与えない位置に設置すること」、「交差点での二輪車の巻き込み事故防止のために、二段停止線を設置することができ、二つの停止線の間隔は、二輪車1台分のスペースとし、2メートルから5メートル程度とすること」、とされています。

その他、信号機がある交差点では、信号機が黄色から赤に変わる時間内で、停止線から原動機付自転車が時速30キロメートルで交差点を通過可能か、などの計算も行い、停止線の位置が検討されます。

大きなトラックが曲がりにくいなどの状況もあるとは思いますが、各通行者の運転マナーと運転技術向上の必要性もあると考えています。

数十年前より信号機のない交差点で停止線が設置されている場所については、当時の交通事情や周囲の構造物の形状により設置されているため、位置が変わっていない場所も多くあります。現在の状況により、見直さなければならない箇所もあると考えていますので、事案が発覚次第検討し、改良可能と判断できる箇所については、折尾警察署に要望書を提出するように対応していきます。

今後も民間開発などにより交通網の変化や通行量増加を見越し、安全に通行できる道路整備ができるように努めてまいります。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、古賀議員。

## 11 番（古賀信行）

まず第1点目は、公衆用道路についての再質問をいたします。

この道路は、私が51年前引っ越した後に開発された団地です。約10世帯の方が住まわれて

ます。この道路を挟んで、両側に5世帯ずつの家が建っています。

私はこの道路が、ここに住んでおられる方の相談がなかったら、てっきり、私は町道として認識していました。

そして、そこに住んでおられる方が、私の家に来られて、「何とかして道路の補修を役場にしてもらえんやろか」と言われたから、行って、これが町道でないことが判明したわけです。

それで、税務課に行って、「地目はどういう名目か」言うたら、税務課のあれには公衆用道路として記載されているということでした。

答弁によると、こういう公衆用道路が102万平方メートルあるってことですね。

実際、町道よりも面積面では、はるかに公衆用道路はオーバーしてます。

実際ですね、この質問では10世帯分だけですけれど、こういう道路脇に住んでいる方もですね、やっぱり町に固定資産税を払ってるんだから、そういう、町道であるか、町道でないかという点でですね、住民サービスを怠ってはいけないと思います。

国のほうはですね、法の下の平等をうたっています。けどですね、これは明らかに行政がですね、その道路が認定されているかないかで、不平等な扱いをしていると思います。

そういう点でですね、今後、こういう公衆用道路はですね、何らかの形で町道に認定するように、町は努力すべきと思います。

ここに住んでおられる方は、「自分が金を持ってたら、裁判所にこういう不平等を訴えて、町を訴えてやりたかった」と言われました。私も、まさにそのとおりと思います。

こういう公衆用道路の対策をですね、今後、町はどういうふうに考えておられるか、お聞きします。

## 議 長（白石雄二）

はい、北村課長。

## 建設課長（北村賢也）

古賀議員の再質問にお答えいたします。

まず、102万平方メートルの公衆用道路なんですけれども、この中には、認定道路も含まますので、道路の地目として102万平方メートルあるということでございます。

そしてまた、公衆用道路という地目はですね、土地を分ける際に、法務局のほうで定めている地目となります。

まず今、御質問にありました頃末南三丁目の行き止まり道路なんですけれども、恐らくいきいきほ一るの裏側辺りに当たるところだろうと思います。

町のほうにも相談に来ておりまして、町のほうでもいろいろと法務局に行って調査を行ったんですけれども、道路の部分が当時の開発業者の名義になっておりまして、いわゆる個人さんの名義ということで、ちょっと町のほうではですね、個人さんの土地に対して、税金を投入して、なかなかちょっと整備するのは難しいというお話をさせていただいて、町が引き取るためにはどういう手続を行ったらいいかということの説明させていただきました。

まず、私道といいますのがですね、要は個人や自治体以外の団体が所有している道路という

ことになります。

この公道といいますのが、国や自治体が所有・管理している道路。

そして、公衆用道路というのは、一般的に人が通っている土地というところになりまして、この公衆用道路に関しましては、自治体が管理していたり、個人が所有していたりという様々なパターンがございます。

ですから、町のほうもですね、後々の管理の問題もございますので、開発等があれば引き取るようには——。事前に業者と協議を行ってですね、後に住まれる方が安心して生活できるようにはしてあるんですけども。どうしても昭和40年代50年代ぐらいの開発になりますとですね、当時の会社のままの名義というのが多々、町のほうでも残っておりますので、今後の課題というふうに考えております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

ここに住んでおられる方が言われるには、「もう開発した業者がどこに行ったか分からん」ち言われるんですよ。でですね、「手の取りようがない」っち。ですね。

要するに、町は顧問弁護士も置いとるし、それから、法務局によってですね、開発した業者はもともと分かってるんだから、その人の最初の住所をたどっていけば、分からんことないと思うんです。だから、こういう点で、私は努力すべきだと思います。

この公衆用道路についての質問は、これで終わります。

それから第2点目、孤独死と高齢者対策についてですね。

これは、よく私の友人も、何人かは孤独死しました。ですね。そして、その中の1人は、よく家に行ってたんですけど、1週間ぐらい行かなかったその間に亡くなっておられたんです。

たまたま家に行ったら、折尾警察署がいっぱい来てるんですよ。これ、検死に来てるんです。検死にね。だから分かったんですけど。

一番ひどいのは、吉田団地で、孤独死して数日たっていたと思うんです。異臭がしとったから。私の友人が新聞配達をしています。そこでですね、異臭がしたからおかしいということで分かったんです。

吉田団地はなかなか近所同士の付き合いはあるところですよ。団地の中でも。そういう中でも分からんのですからね。

だから、私が以前、町議会議員になってすぐ提案しましたが、そこに住んでおられる家の方が、近所の人分かるように、「今日、私は元気ですよ」っち、入り口にでも、窓の外でもいからですね、そういうハンカチでもタオルでもいいです。そういう、分かるようにしたほうが、一番ですね、近所の人気づく要素になると思うんです。

そのときは、町の答弁は、そういう明示をしていたら、ないときは、「この人、今日はおられん」っち思って、空き巣に入る可能性があるという答弁をされたんです。

そういう考えは捨てて、やっぱり人命尊重の上からですね、こういう対策も取る必要があると思います。

また、風呂場で亡くなられる方が多いです。私が言いたいのは、独り暮らしの場合はベルを押しても聞こえんのだけど、防犯ベルみたいにですね、近所の人分かるように、風呂場でスイッチを押したら、近所の人にベルの音が聞こえるとかですね、そういう対策も取る必要があると思います。

そういう対策を取ってほしいと思うんですけど、町の考えを聞かせてください。

**議 長（白石雄二）**

はい、洞ノ上課長。

**福祉課長（洞ノ上浩司）**

古賀議員の再質問にお答えいたします。

お風呂場のベルの関係でございますけども、先ほど答弁のほうでもありましたように、同居家族がおられれば、鳴った場合にですね、すぐに御家族がお風呂場に駆けつけるということができると思いますが、それ以外の単身世帯の方が今、増加してきてますので、その方たちのお風呂場でベルを鳴らして、それが御近所に聞こえるというのは、かなり大きな音になってきますので、そこら辺はなかなか制度としてですね、周知っていうのは、なかなか難しいのではないかなというのを考えております。

ですので、先ほど答弁のほうにもありましたように、冬場の寒くなってくる時期については、高齢者支援センターとかですね、介護支援のケアマネージャーの訪問のときにですね、お風呂に入るときの注意点、ヒートショックについての注意点のチラシを配布してですね、御家族がおる場合には、今からお風呂に入るよということで声かけをしていただくとかですね、あとはお風呂場で急に立ち上がらないとかですね、注意点を5項目ぐらい記載したチラシをですね、高齢者の御自宅の訪問の際にお渡しして、入浴については十分注意するようにお願いをしているところでございます。

その点については、今後も徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**11 番（古賀信行）**

そういう点、町が努力していることは分かるんです。

実際問題として、やっぱりですね、そういう独り暮らしの人が、そういう孤独死が起きてるわけです。中には、家族がいてもですね、孤独死がされてるんです。家の人が帰られてですね、亡くなられていることが分かったわけです。

そういう点でですね、どうしても、やっぱり誰かが分かるような対策を、町は取るべきだと

思います。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

以上で1番、古賀議員の一般質問を終わります。

2番、近藤議員。

**12番（近藤進也）**

無会派近藤です。

まず初めに、町長は9月議会において、「私はワクチンを打ち続けてきたが、職員のことは関知していない」ということをおっしゃいました。

しかし、ここで今から述べることにつきましてはどうですか、あなたの身に起こるかもしれないという危険を心配してどうですか、一言申し上げますが、このワクチンを打てば打つほど、過去に起こした病気、そういったことをどうですか――。

**議 長（白石雄二）**

近藤議員、通告書どおりにお願いします。

**12番（近藤進也）**

心配事をちょっと言ってるんです。

ですから、そのことを踏まえて、これは、高血圧、そして糖尿病、それから心臓疾患、基礎疾患以外にもどうですか、多くの病を皆さんいろいろと抱えていることと思います。そういったことから、ちょっと心配をしますので、これを打つことによって免疫力が低下し――。

**議 長（白石雄二）**

近藤議員。近藤議員、通告書どおりにお願いします。

**12番（近藤進也）**

ますます、そういう薬害が起こってまいりますので、どうぞ気を付けていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

それでは、コロナワクチンとパンデミック条約について、質問を行います。

現在、パンデミック条約というものが、WHOでつくられようとしています。来年の5月に中身が固まるそうですが、この内容は、またパンデミックが再来したときに、どう対応するかということです。

前回の2020年には対応がまずかったというのが、彼らの総括としています。

そこで、これからは、より早くウイルスの拡大を防ぐために、ということを経由にして、今後はより強権的にやらないといけないと言って、注射等をもっと早く流通させないといけない、

そういう話合いが国際機関でされてきたということです。

人口増加に伴う二酸化炭素増加により、地球を取り巻くオゾン層破壊を食い止めるためには、どうしてもワクチンを打ちたい、何としてでも打って、人口を減らすことが大事だということ、グローバル企業ロスチャイルドや、そのほか、大資本家による、全世界を支配するためにも、より実効支配を高めるために、国際保健機構の権力を強めようとする条約です。

日本政府は国民の意思とは別に、WHOに準ずる形で加盟するようですが、とんでもない話です。

そのことを、マスメディアは、もっと国民に知らせるべきです。

ところが、このマスメディアはバックにいるスポンサー企業の言いなりですから、本当のことを報道しません。我々国民は、実態を知ってほしいのです。

先ほども言ったように、そういう意見の国民はまだマイノリティーです。だってそうでしょう。テレビでも言ってくれないし、周りの医者たちも、なぜか言ってくれない。厚労省も何も言ってくれないし、国民に知らせようもしないのはなぜでしょうか。だから、我々のように、それおかしいんじゃないのと思う人たちが声を上げるしかないんです。

インターネットのNHKニュースからですが、神奈川県では、そこに住む主婦の女性が新型ワクチンを接種したことで、「動悸や息切れが続き、生活に支障が出ている」と主張して、神奈川県的女性が、国と自治体、製薬会社を相手に損害賠償を求める訴えを起こしました。

訴状によると、女性は、おととし9月、新型コロナワクチンを接種した直後に、動悸や息切れの症状が出て、救急搬送されました。今も30分以上立ち続けて料理ができないなど、ワクチン接種の後遺症によって生活に支障が出ていると主張して、国と、集団接種を行った自治体と、ファイザー社に、合わせて6000万円余りの賠償を求めています。

女性は、今年5月、ワクチン接種が動悸などの原因になった可能性が否定できないとして、予防接種法に基づく国の健康被害の認定を受け、現在は医療費などの支給を受けています。

以上のことから、できうる情報はいち早くキャッチして、未然に防止するよう、責任を果たしていただき、町民の命と暮らしを守っていただきたい。

そこでお尋ねします。

本町での、新型コロナワクチンの接種開始と、診療記録等の保存期間に関する対応はどのようになっていますか。

また、接種の対象者については、予防接種台帳を作成し、少なくとも5年間は適正に管理、保存することになっていると思いますが、今回のコロナワクチンの人体への影響は、僅か5年間のスパンでは見通しは分からないので、ワクチンを打った方の予防接種台帳の保存期間を延長する考えはないですか。

ワクチン接種によって、薬害による副反応という軽い表現の言葉でごまかさず、はっきり言えば副作用です。

そこで、予防接種健康被害救済制度の申請が、市町村から都道府県を經由して、国に上がってきて、厚生労働省に進達され、実際、結論が出るまでにどの程度の期間を要し、厚生労働大臣が認定を行うまでの期間について、なぜこのような、気の遠くなる、相当な時間を費やさなければならないのか。

そういった手続に、健康被害者は、回答、返答を待たずして、刻々と命が削られていっていることを考えると、耐え難いものがあります。

被害者のためにも、本町としてどれくらいの期間を要して申請に至っているのか。それらを確認しながら、町民の被害者に寄り添った行動を示していただきたいと思います。

以上のことから、そういった作業を行うとともに、被害者に対し一日も早く救済に向けた取組、または情報発信等を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、福岡市の小学校で送られたワクチン接種メールについて、お伺いします。

海外では、接種3回で取りやめになっているのに、日本では、逆にこれからどんどん接種を続けていこうとしているということで、新しいタイプのXBBワクチンが実施されています。

そこで、本年度の夏休みに入った頃、7月20日過ぎ、恐ろしいことに、福岡市の例ですが、何と、学校から流れてくる連絡メールを使って、製薬会社から治験、いわゆる人体実験の募集メールが流されました。その内容は次のようなものです。

「1年生から5年生の保護者の皆様へ、株式会社〇〇と申します。弊社では、現在5歳から11歳のお子様を対象とした感染症予防注射の臨床試験の参加者を募集しております。臨床試験とは、ワクチンやお薬などの医薬品が厚労省に認可されるために、必ず実施されるプロセスであり、安全性と効果が十分に検証された上で実施されます。弊社は、医療ボランティア様や、医療機関の橋渡しをすることを主たる業務とし、これまで様々な臨床試験に携わってまいりました。今回は、お子様を対象とした臨床試験ということもあり、この場を借りて皆様へ御案内させていただいております。一人でも多くの方に御理解・御協力いただけることを心待ちしています。治験の概要につきましては、以下の詳細を御覧ください。

対象年齢5歳から11歳で、参加期間は1年間。8回程度の通院。負担軽減費として1通院当たり1万5000円程度、交通費込みのお支払いをいたします。」といった内容ですから、中には安心なのかなと勘違いして、このメールを信じてしまう方もいるでしょう。

ところが、何で今頃治験なのかと、それに違和感を感じた保護者たちが、学校や教育委員会などに問合せが殺到して大騒ぎになったそうです。

そのあと、学校側から保護者の皆様に訂正のメールが、校長名で流されているんです。それは、次のようなものです。

「保護者の皆様へ、本校が利用している安心メールにて、協力事業者の〇〇より、感染予防の臨床試験の参加者募集の案内メールが配信されましたが、このことにつきましては、メール事業者の運営上の仕組みとして配信されたものであり、学校や教育委員会は関与しておりません。したがって、学校や教育委員会は、この臨床試験の参加者募集を推奨しているものではありませんのでお知らせします。」ということが、学校長名で出されているんです。

このことは、学校側から流れているメールですよ。学校が事業者にメール配信をさせるのか。本来は、接種を始める前に治験が行われるべきなのに、何で今頃治験なのか。これは逆でしょう。何でこんなことになったのか。

以上のことから、何が問題なのか、どう対処すればよいのか。

今のところ、水巻町の小学校5校は、こういった問題は起こっておりませんが、これから全国各地でこういうことが行われていくのだろうと思います。

こういった事例を踏まえて、どういったことに気をつけるべきか、お分かりだと思います。民間は多くの保護者名簿を提供していますので、その責任は重いものがあります。知らなかったでは済まされません。

今後に向けて、以上の事例を知って、どのように対処していくべきか、お答えください。

次に、LGBT理解増進法について。

全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティーにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本理念として、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律「LGBT理解増進法」が、2023年6月16日に国会で成立し、23日に施行されております。

この法律は、岸田総理が、先進国首脳会議G7に間に合わせようと、一部の国会議員だけで強行に押し進めたもので、法案の成立に、与党も野党からも、多くの議員が反対する中を、法案成立に当たり、LGBTが抱える多くの論点について、未整理のまま施行に至ったため、性的マイノリティとしての差別や偏見に苦しんできた者、これまでどおりの男女二元論の価値観を大切にしたい者、ともに混乱している状況が見受けられます。

そのため、双方が一層の差別の助長や攻撃につながる恐れを抱く、不安定な状況が生じております。そして、この不安定さは、日本のみならず世界でも広がりつつあります。

これらのことから、今後の具体的施策の実施に当たっては、新たな権利侵害の懸念、日常生活に与える影響への危惧などに、誠実に応える必要があります。

昔から日本文化は至って寛容であったはずです。

LGBT法が施行されて、それに関して、地方によっては、早速条例をどんどんつくっていきこうという動きがあって、今年の8月にも推進条例をつくらうとしていた自治体がありましたが、パブリックコメントの段階で、多くの市民の反対運動が起こり、9月議会提出は見合わせることになりました。いずれ12月以降も、条例制定に向けた動きが出てくるものと思います。

町長は、この国の拙速な法整備をどのように捉えているのか。この法に対して、賛成か反対かのどちらですか。

いまだ、政府与党内でも、LGBT法は日本にはなじまないとの認識もあり、未完成なものとして今後さらに議論されていくものと考えます。

この機に、人権週間のときに、「カランコエの花」を上映されました。こういった意図を持って、「カランコエの花」のシネマ上映を行ったのか、お聞かせください。

また、本町としては、この法をどのように捉えているのか。

また、今後の情勢を踏まえ、成り行きを見ながら条例化に取り組むつもりなのか。その考えがありましたら、どのような考えを持っておられるのか、見解を伺います。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

町長、答弁。

## 町 長（美浦喜明）

初めに、コロナワクチンとパンデミック条約について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、新型コロナワクチンの接種開始と診療記録等の保存期間に関する対応はどのようなになっていますか、とのお尋ねですが、新型コロナワクチンの接種記録につきましては、接種の際の予診票を5年間保管しています。また、町民の方が接種した、ワクチンの種類、接種日、何回目の接種を行ったか、については、国のワクチン接種システムや町の健康管理システムで確認することができます。

次に2点目の、ワクチンを打った方の予防接種台帳の保存期間延長について、のお尋ねですが、予防接種台帳は、予防接種法施行規則第3条で、「予防接種を行った時は、予防接種に関する記録を作成し、予防接種を行った時から5年間保存しなければならない」と定められています。

本町では、予防接種台帳を健康管理システムで管理しており、法定事項については、システム内で5年間保存しています。ただし、定期予防接種につきましては、定期接種対象者の接種履歴の確認のため、ワクチンの種類及び接種日の履歴を、5年間経過後も管理しています。

次に3点目の、新型コロナワクチン接種の副反応による予防接種健康被害救済制度の申請から認定までどのくらいの期間を要しているのか、とのお尋ねですが、予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなど、比較的よく起こる副反応以外にも、極めてまれに病気や障がいが残るなど、健康被害の発生が見られます。

万が一、ワクチンの接種を受けた後に副反応が起き、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく国の予防接種健康被害救済制度があり、ワクチン接種による健康被害であったかどうか個別に審査し、ワクチン接種による健康被害と認められた場合は、内容に応じた給付が受けられます。

個別審査を行う疾病・障害認定審査会での健康被害の審査内容については、厚生労働省のホームページから確認することができますが、令和5年11月29日現在では、9,522件の申請のうち、認定が5,357件、否認が860件、保留が74件となっている状況でございます。また、死亡事例での救済認定は、令和5年11月24日現在では、1,040件の申請のうち、認定が377件、否認が49件、保留が2件となっています。

予防接種健康被害救済制度の審査期間は、申請書類の確認や追加資料の提出等が必要なため、通常、国が申請を受理してから、疾病・障害認定審査会における審議結果を都道府県に通知するまでに、4か月から12か月程度の期間を要すると言われてしています。

実際に、本町における新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度への申請は、令和3年度に1件、令和4年度に1件の、計2件となっています。

1件目のケースは、令和3年5月27日に本町で申請書の受付を行い、同年6月4日に県を經由して国に進達し、資料に基づいて個別に因果関係を判断する審査が行われ、令和4年3月25日に認定されました。申請から認定までに10か月の期間を要しました。

2件目のケースは、令和4年10月28日に申請書の受付、同年12月12日に水巻町健康被害調査委員会を開催し、接種後経過や病院の受診状況、健康被害との関連性を調査する各種書類を確認し、同年12月14日に県を經由して国に進達し、審査が行われた後、令和5年8月29日に

認定されました。申請から認定までに10か月の期間を要しました。

最後に4点目の、被害者に対し一日も早く救済に向けた取組、または情報発信等を行うべきと考えますが、いかがでしょうか、とのお尋ねですが、新型コロナワクチン接種に伴う健康被害救済制度につきましては、ホームページに掲載するほか、ワクチン接種券を発送する際に、同封している新型コロナワクチン予防接種についての説明書により、予防接種を受けることができない人、受けるに当たり注意が必要な人、副反応についてお知らせしています。

また、実際に、接種会場にて接種後に体調不良を起こした場合には、その場で担当の医師の診断を受けたり、自宅に戻った後に体調不良等を起こした場合は、すぐに病院に行くように勧めたりする一方で、動くことがままならない場合には、救急車の手配等を行うようにしています。このような方には、その後の体調についても電話確認を行っており、症状が続く場合には、健康被害救済制度の説明を行っているところでございます。

次の、福岡市の小学校で送られたワクチン接種メールについて、の御質問は、後ほど、教育長に答弁させていただきます。

次に、LGBT理解増進法について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、国の拙速な法整備をどのように捉えているのか、及び、法律が未完成なものとして今後さらに議論されていくものと考えられることについて、どのように捉えているのか、とのお尋ねは、関連がありますので一括してお答えします。

「同性愛をからかわれ、いじめられた」、「同性愛を理由に不動産を借りるのを断られた」、「トランスジェンダーを理由に内定を取り消された」など、社会に根強く残る性的マイノリティーへの差別や偏見が報道されています。

そのジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別はあってはならないと定められているのが、今回成立した、いわゆるLGBT理解増進法であると理解しています。

この法律では、国や自治体、企業や学校などに対し、性的マイノリティーへの理解の増進や啓発、環境の整備などが努力義務として定められました。また、これまで性的マイノリティーをめぐる行政の政策は、厚生労働省や文部科学省などで行われてきましたが、今後は内閣府に設置された担当部署が基本計画の策定や啓発活動などに取り組むこととなります。

この法律により、性的マイノリティーの人権を保障する法の後ろ盾ができたということは、一步前進したものと考えております。努力義務とはいえ、これまでよりも理解が広がる可能性が出てきましたし、内閣府が相談窓口になったことで、差別的な事例を集めて対応マニュアルを作ることも可能だと考えます。

今後、性的マイノリティーの人権を守るための具体的事例や対応方法などが、政府から発信されることを期待しております。

次に2点目の、この法に対する賛否について、のお尋ねですが、私は、国会議員ではございませんので、賛成・反対を述べる立場にはございませんが、先に述べましたとおり、法を制定すれば終わりでないと考えております。

本町では、私たちの町をさらに住みやすくするために、平成30年度から「第5次水巻町総合計画」を定めています。この計画では、町全体で「対話」と「問い」を重ねていきながら、今後10年間のまちづくりを進めるようにしています。そして、その関係性を築く場には、町民・

企業・行政などの垣根をなくし、いろいろな方々が参加できるようにすることが重要であります。

したがって、差別や偏見を今後なくしていくためには、様々な立場の方々による「対話」を進めることを通して、お互いを認め合っその権利を尊重していくことが大切であると考えております。

次に3点目の、この機に「カランコエの花」を上映する意図について、のお尋ねですが、12月2日に開催された「人権週間のつどい」につきましては、水巻町、水巻町教育委員会、水巻町人権教育研究協議会が主催し、水巻町人権擁護委員が共催となっております。また、今回、小・中学生スピーチフェアも同時開催されました。御質問の「カランコエの花」の上映は、水巻町人権教育研究協議会が中心となり決めていただいたものとなります。

水巻町人権教育研究協議会は、人権と共生の社会を実現するために、諸人権問題の解決を目指す人権教育・啓発の内実を基盤に据え、人権教育の確立に向けた研究と実践に努めることを目的としております。

その中で、様々な人権課題を題材に講演会や上映会を実施することで、啓発に努めていただいております。今回の「カランコエの花」上映も、そうした考えの下、決定されたものと思っております。

全ての町民は、自分の存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる権利「人権」を持っています。しかし、性的マイノリティーだけではなく、いじめや虐待、ハラスメントなど、他者の人権を考えないような問題が後を絶ちません。

人は皆、家庭や地域、職場、学校などで多くの人と関わり合いをもって生きています。その中で、一人一人が自分らしく生き、そして、他の人たちと共に皆が幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要だと考えております。

そのため、今後も様々な人権課題に対し啓発を行い、住民一人一人が学び、考えていけるよう取り組んでいくことが大切であり、それを担っている水巻町人権教育研究協議会の活動には期待しているところでございます。

最後に4点目の、条例化への取組について、のお尋ねですが、このことは、今後の国の動向、社会情勢、本町の状況等を総合的に踏まえ、性的マイノリティーに対する差別的な取扱いを禁止する条例を制定するか否かの検討を行いたいと考えます。

これまでも申しましたとおり、差別につながる人権課題は多種多様にあり、そのどれもが重要であると考えておりますので、現在のところ、性的マイノリティーに特化した条例を制定する考えはありません。

**議 長（白石雄二）**

教育長。

**教育長（小宮順一）**

福岡市の小学校で送られたワクチン接種メールについて、の御質問にお答えします。

今回の件につきましては、報道によりますと、福岡市の一部において、令和5年7月29日に

メール配信事業者が、学校の承諾を得ないまま、感染症予防ワクチンの臨床試験の参加者を募るメールを配信したため、保護者に、「教育委員会や学校が臨床試験の参加者募集に関与しているのではないか」、また、「臨床試験を推奨しているのではないか」といった誤解を与えてしまい、この事態に対応するため、学校側からは、「教育委員会や学校は関与していない」といった内容のメールを配信し、事業者からも不適切なメール配信についてのお詫びをする事態になったとのことでございます。

報道に出ております、臨床試験は、承認前の薬の候補を用いて、国の承認を得るための成績を集める「治験」と呼ばれるもので、健康な人や多くの患者さんの協力によって、効果と安全性を詳しく調べることが必要となっており、得られたデータを国が審査して、病気の治療に必要で、かつ安全に使っていけると承認されたものが薬となります。

特に、子供に対する臨床検査につきまして、子供の身体や病気は、成人とは異なる特徴を持っており、そのために特別な子供用の治療法や医薬品が必要になることがあり、また、子供の病気は希少疾患や先天性疾患など症例数が限られていることが多いため、十分な臨床データが蓄積されていないことがあります。そのため、子供用の治験を行い、治療法や医薬品の有効性や安全性を確認することが必要になり、子供が治験に参加することは、将来の医療や医薬品開発の進歩につながる可能性があります。しかし、子供たちが治験に参加することには、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」などの法的な面、そして倫理面において厳格な規制があり、子供たちの安全を最優先に考え、十分な説明と同意を得た上で実施されております。

福岡市において、こういった慎重を要する内容のメールが、本来、災害など、緊急事態を知らせることが役割である、学校の安全・安心メールを用いて通知され、メールを御覧になられた保護者の方々に誤解や不快な思いなど混乱を生じさせたことは、学校に対する信頼感の喪失にもつながるものであり、再発防止をすべき事案だと感じております。

一方で、安全・安心メールは多くの学校で利用されてきており、学校と保護者をつなぐ重要な手段の一つとなっております。本町の小・中学校では、福岡市のような事案は起きておりませんが、同様のメール配信サービスを利用しており、保護者への休校連絡や台風等の災害に関する連絡などに活用しております。

メール配信事業者は、今回の事態を重く受け止め、チェック体制を強化するなど、見直しを行うことを表明しておりますが、本町といたしましても、このようなことが起きないように、情報管理の徹底についてはもちろんのこと、運用面においても、随時確認し、子供たちの安全・安心を確保していきたいと考えております。

[ 質問時間終了 ]

議 長（白石雄二）

以上で2番、近藤議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。3 番、住吉議員。はい、住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

13 番、無会派、住吉です。

猪熊町営住宅跡地について。

6 月議会にも一般質問を行いました。あれから半年が経過しました。

その後の進捗状況について、御説明いただきたいと思います。

次に、猪熊グラウンドの防災・避難所設備について。

国内外において、災害に関することをよく耳にします。地震、洪水、豪雨、土砂災害等々、規模も大きなものが目立ってきました。南海トラフ地震等、かなり大きな規模の災害も、遠い先ではないと予測されています。

そこで、お尋ねいたします。

（1）水巻町内には、多くの避難所・避難場所があると思いますが、水巻町における避難所と避難場所との定義について、御説明いただきたいと思います。

（2）猪熊区にある避難場所、猪熊グラウンドの避難場所としての設備、用途について、御説明いただきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、猪熊町営住宅跡地についての御質問にお答えします。

猪熊町営住宅跡地の活用については、本年 6 月議会でもお答えしましたとおり、令和 5 年度から猪熊町営住宅跡地の活用方法について、複数の関係部署によるプロジェクトチームの編成を行い、最も有効な活用手段を講じるべく、先進事例の研究や専門の不動産事業者へのヒアリング、地域との対話などを行っているところです。

その一つとして、プロジェクトチームにて調査検討を行ったところ、猪熊地区の近隣状況については、北九州市側の高須地区には、大型の商業施設をはじめとした多くの生活利便施設がすでに充実しており、また、町北部にもライフガーデン水巻が開設されたことなどから、猪熊町営住宅跡地は、用途地域の指定にかかわらず、商業的な利活用ではなく、住宅用地としての利活用が最適であるとの見解に至りました。

それを受けて、猪熊町営住宅跡地の活用は、平成 19 年に政策決定していた「民間へ一般住宅用地として売却を行う」という基本方針を今一度念頭に置き、最も有効かつ実現可能な跡地活用を、民間事業者の力を借りて行えないかなどについて、引き続き検討を進めていくこととし

ております。

なお、この経緯は、11月に地元の猪熊区自治会へ説明し、その場において建設的で活発な意見交換も行わせていただいたところです。

今後も地域の魅力向上や地元の声を大切に考え、適切な猪熊町営住宅跡地活用に向けて、しっかりと対応策を考えてまいります。

次に、猪熊グラウンドの防災・避難所設備について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、水巻町における避難所と避難場所の定義について、のお尋ねですが、避難所及び避難場所は、災害対策基本法により、「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」として定義されています。

「指定避難所」は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設と定義されています。また、「指定緊急避難場所」は、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として、住民等が緊急に避難する施設、または場所と定義されています。

「指定避難所」は、ある程度の長期間滞在することが前提となるため、原則、公民館や体育館などの屋内施設が指定されていることに対し、「指定緊急避難場所」は、災害の危険から命を守るために緊急的に一時避難する場所であるため、屋内施設に加え、グラウンドや公園などの屋外施設も指定されています。

本町では、町内の23か所の施設を「指定緊急避難場所」に指定しており、そのうち、18か所は屋内施設であるため「指定避難所」も兼ねています。また、それぞれ立地条件などの規準に照らし、対応する災害の種類が決まっています。

次に2点目の、猪熊グラウンドの避難場所としての設備、用途について、のお尋ねですが、猪熊グラウンドは屋外施設であるため、「指定緊急避難場所」のみに指定をしており、対応する災害の種類は、地震、津波、土砂災害となっています。猪熊グラウンドのほかにも、みどりんぱあーく、総合運動公園、ふれあい広場、吉田グラウンドの屋外施設を「指定緊急避難場所」に指定しており、いずれも広場であるため、大規模地震による家屋倒壊や延焼火災などから、大人数が一時避難できる場所であると考えています。ただし、台風や大雨などの風雨をしのぐことには適していないため、その場合は、町が開設する屋内施設の「指定避難所」などに避難をしていただくこととなります。

災害の種類や状況、お住まいの場所により、住民の方が取るべき行動や避難する場所も変わってきますので、町としましては、日頃からの広報周知に努めるとともに、災害時に発信する避難情報等につきましても、分かりやすい内容となるよう努めてまいります。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。住吉議員。

### 13 番（住吉浩徳）

まず最初に、猪熊町営住宅跡地、そしてその周辺道路の草刈りやごみなどの対応を、担当課にお願いしましたところ、素早い対応をしていただき、誠にありがとうございました。

地域の多くの方々から――。

― 議場内、私語あり ―

何かおかしかったですか。

はい、喜びと感謝の言葉をいただきました。特に、高齢者からは、「歩行中に草がひっかからなくなったので安心です」とか、「歩行器で移動するときに、草やごみをよけずに、真っすぐに行けるようになったのでよかった」と、お言葉をいただきました。また、「早朝、仕事に気持ちよく行けます」と、お言葉もいただきました。「道路がきれいになったのでよかったです」ということで、本当に感謝いたします。

質問に移ります。

前回の一般質問のときに、母子生活支援施設跡地との同時期での売却なので、同地域への住宅用地の供給過多となった場合は、応札者が出ないことが懸念されるとのことでしたが、母子生活支援施設跡地は既に売却に至りました。

そこでお尋ねいたします。

猪熊町営住宅跡地について、売却に至らずとも、関連する問合せはありましたでしょうか。

### 議 長（白石雄二）

蔵元課長。

### 財政課長（蔵元竜治）

お答えいたします。

猪熊町営住宅跡地につきましては、町有地を管理しております財政課のほうには、問合せ等、事業者さん含めてですね、あっておりません。

議員、先ほど質問の中に挙げられました母子生活支援施設、母子寮跡はですね、売却する以前からですね、年に数件、事業者さん、個人の方含めてですね、問合せ等がございました。

猪熊町営住宅跡地につきましては、ございません。

以上です。

### 議 長（白石雄二）

住吉議員。

### 13 番（住吉浩徳）

答弁の中に、「商業的な利活用ではなく、住宅用地としての利活用が最適であるとの見解に至り、平成 19 年に政策決定していた民間への一般住宅用地として売却を行うという基本方針で、

用地活用の検討を進めていく」とありますが、地域住民の方の要望とはかなり異なる回答でしたので、ちょっとずれを感じておりますが、近隣の商業施設はもちろん便利ではありますが、車を利用すれば、さほど時間もかからず利用できます。

ですが、猪熊区においては、水巻町と同様で、細く長い地形になっています。猪熊のバス停より奥の地域の方は、ライフガーデン水巻まで歩くと、15分以上かかります。

さらに、高齢者の方はその倍近い時間を要してお買物に行かれます。帰りは特に、つらそうにされている方を見かけます。

そこでお尋ねいたします。

店舗や商業施設への誘致はどのようにされましたでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、北村課長。

**建設課長（北村賢也）**

住吉議員の再質問にお答えいたします。

まず、猪熊町住宅跡地の利用方法の検討なんですけれども、プロジェクトチームですね、財政課管財係と建設課都市計画係、そして企画課の企画係と、住宅政策課の定住促進係、この4課4係でプロジェクトチームをつくりまして、どういう方法がいいのかということを検討してまいりました。

主に業者ヒアリングですね、北九州地区に多く実績を持つディベロッパー等にいろいろ問合せを行いまして、猪熊町住宅跡地を、住宅のみならず、商店等、小売業の出店や飲食店の出店等、可能性があるのかということですね、数社に打診しましたけれども、このディベロッパーさんもですね、なかなか商店の出店は難しいと。

中には付き合いのある会社、コンビニエンスストアを含めたような、小売業にまで問合せしていただいた企業さんもあったみたいなんですけれども、なかなかいい返事がなかったということで、最終的には、住宅地として利用するのがいいのではないかというような結論に至りました。

先日ですね、猪熊自治会のほうにも説明を行ったということで、町長も答弁しましたけれども、そういった内容で町のほうから説明をさせていただきましたところ、地元の方たちも、「事情は分かるから、まあしょうがないよね」というようなことで、おおむね同意をいただきましたので、今後ですね、猪熊町営住宅跡地が猪熊地区にとって、また町にとってもですね、よりよい施設になるように検討を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

そうですね。以前、私が御提案申し上げました、商業施設のコンパクト店舗ですが、どうも

芦屋町にできるようです。

地元の自治会との意見交換で、熱い要望が出ていると思います。最善な対応策と早期実現を希望いたします。

次に、猪熊グラウンドについてですが、災害時の利用状況として、答弁には、地震、津波、土砂災害対応となっております。洪水・高潮には適さないとされております。

私が不思議に思ったのは、洪水が駄目で津波はいいとなっておりますが、どちらも水の災害だと思われませんが、見解の違いの御説明をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

はい、増田課長。

**総務課長（増田浩司）**

御質問にお答えをいたします。

猪熊グラウンドにつきましては、議員おっしゃるとおりですね、津波が入っておりまして、洪水・高潮は入っていないと、なっておるんですけども。洪水・高潮につきましては、遠賀川からの被害想定がございますので、種類としては設定をしておりません。洪水・高潮ですね。

津波に関してなんですけれども、平成24年の3月にですね、福岡県の津波に関する防災アセスメントという調査がっております。この中では、一部ですね、水巻町にも被害想定があったんですけども、猪熊グラウンドも区域外というふうになっておりました。

その後ですね、平成の28年3月に、福岡県が公表しました福岡県津波浸水想定区域図というものがあるんですけども、こちらのほうはですね、レベルⅡといいまして、最大の被害想定というものをを行った上で福岡県が公表している分になるんですけども、こちらではですね、水巻町は全て、津波の被害想定区域外と。津波の想定は一応ないというふうになっております。

ただし、津波に関してはですね、想定区域外とはなっておりますが、国交省のハザードマップを作ったときに活用しました補助事業。看板等も設置しておりますけども。その補助事業の際にですね、国交省のほうから手引のほうがございますので、地震とか津波という、災害の代表的なものにつきましては一応表示のほうをしてくださという手引がございましたので、猪熊グラウンドにつきましては、そういったところで津波の表示をしております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

その辺の件はよく分かりました。

ちなみに、猪熊グラウンドの看板のほうに、答弁には地震とありましたが、猪熊グラウンドのほうの看板のほうには地震というものが書いておらず、改めて作り直したほうがいいのではないかと思います。

一時避難場所ということで、屋根も風よけの壁もなく、お手洗いや電源設備も乏しいと思われませんが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

避難場所としての設備という意味だと思うんですけども、町長の答弁にもございましたけども、あくまで緊急一時的な避難場所、火事の延焼でありますとか地震があったときにですね、まずは一旦逃げていただく場所という形で設定させてもらっておりまして、その後ですね、長期的な避難活動等が必要な場合は、猪熊小学校でありますとか、町民体育館のほうに御案内するという形で考えております。

設備としてはですね、通常の屋外グラウンド施設といった設備でしかないのが事実でございます。

議 長（白石雄二）

住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

猪熊グラウンドのほうですが、駐車場に入るに関しても常時鍵がかかっております。チェーンで巻いてですね。

緊急事態のときはどのように対応されますでしょうか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えいたします。

その点につきましてはですね、すぐ、災害対策本部等が立ち上がりますので、その際にですね、所管部署のほうに施錠・開錠のほうですね、至急に応援する形となっております。

以上です。

議 長（白石雄二）

住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

答弁の最後のほうなんですけど、災害の種類や状況により、住民の方が取るべき行動や避難する場所が変わってくるとありますが、改めてお聞きいたします。地震のときはどちらに逃げれ

ばよろしいでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

増田課長。

**総務課長（増田浩司）**

御質問にお答えをいたします。

やはり地震の規模等にもよってくるとは思いますが、まずはですね、建物等の被害状況等にもよりますので、建物が倒壊しているとかいう場合でありましたら、先ほどの、屋外の避難地でありますとか、そういうところに避難していただくということになるかと思いますが、そういうですね、避難の周知活動等もですね、今後、住民の方に詳しくまた、行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

大変しつこいようですが、大雨のときの地震のときはどちらに避難すればよろしいでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

増田課長。

**総務課長（増田浩司）**

そちらにつきましては、避難情報をですね、災害の種類等によりまして、うちのほうから避難場所を御案内する形となりますので、その際に大雨であればですね、屋内の高台の施設という形になろうかと思えます。

特に猪熊地区であればですね、大雨警報というときであれば、洪水等の想定がありますので、猪熊小学校ではなく、町民体育館というふうに、避難場所を選定してまいりますので、その中で、御案内していきたいと考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

言葉上は分かっても、逃げるのに、考えながら逃げなきゃいけないとか、避難所、グラウ

ンドに来たけど、鍵が開いてない。雨降ってるから中央公民館だ。猪熊小学校だ。これが本当の避難所になるんだろうかと思うんですけども。もうちょっと明確にですね、先ほど課長がおっしゃってましたとおり、これから明確にされていただければと思います。

猪熊小学校、それから中央公民館という話もあったんですけど、この間ちょっと地域の方と話したときに、「何かあったらどこへ逃げたらいいと？」と言われたときに、「猪熊グラウンド」とお答えしたんですが、「屋根も壁もないやん。どうやって雨風しのぐん？」と言われたときに、「それだったらどうぞ、猪熊小学校も開設されますので、そちらだったら雨風しのげますよ」って言ったら、お年寄りの方だったんで、「遠い」、一言お叱りを受けました。

健常者もしくは車で逃げるときはいいかもしれませんが、高齢者や、お車をお持ちでない体の不自由な方には、つらい距離ではないかなという思いがあります。

もう一つ、グラウンドの件なんですけど、現在の猪熊グラウンドの利用状況を教えてください。

**議 長（白石雄二）**

高祖課長。

**生涯学習課長（高祖 睦）**

住吉議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の猪熊グラウンドの利用状況ですが、定期的に御利用いただいているのが、グラウンドゴルフ同好会の団体と、あとスポーツ少年団の団体の2団体となっております。

そのほかにですね、グラウンドゴルフ大会として、複数の同好会による大会とか、あとは会社などの親睦会で、ソフトボール大会等が行われているものということで認識しております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

グラウンドゴルフ、それからスポーツ少年団の利用、週に何回ほどでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**生涯学習課長（高祖 睦）**

住吉議員の御質問にお答えします。

グラウンドゴルフの定期利用が週に大体3回ということで、月、水、金ということでお伺いしております。

あと、少年団のほうにつきましては、火、木、土で、大体定期的に利用されているという形で伺っております。

また、空いた時間に練習したりとか、大会をしたいというところに、またちょこちょこ入っているという形になっております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

住吉議員。

13番（住吉浩徳）

ちなみに、猪熊グラウンドの年間収入はお幾らぐらいでしょうか。

議長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

令和4年度の決算で答えさせていただきます。年間で4万6613円となっております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

住吉議員。

13番（住吉浩徳）

年間4万6613円の収入と。これ収入ですけど、支出は幾らぐらいあるんでしょうか。

議長（白石雄二）

はい、課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

令和5年度予算で、24万5000円を猪熊グラウンド費で予算計上させていただいてるような状況になります。

以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、住吉議員。

13番（住吉浩徳）

ほぼほぼ、教育機関ということで収入はない。赤字で、というのはもう仕方ないことかと思えますけど、あれだけの広い土地ですから、グラウンドゴルフができる公園とか、地域の方が集まる場所とか、それに併設した商業施設があってもいいんじゃないかなと思うんですよね。

先ほど、町営住宅のほうでは、商業施設はまず考えられないということでしたので、グラウンドを活用してですね、地域住民が便利に安心して利用できる場になればと思います。

町にも収益があり、住民にも便利で、安心にも健康にもつながると思いますが、そして、自動的にそこが避難場所になるんじゃないかとも思いますが、いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

グラウンドにつきましてはですね、目的、きちっとしておりますので、商業施設等々、周りの環境もあると思いますけど、やはり今の現状で、いかに有効に使うかということやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、住吉議員。

**13 番（住吉浩徳）**

住民に寄り添った対策や、土地の有効利用を考えていただければと思います。

いろいろ用途があると思いますので、グラウンドのほうも検討していただければと思います。

住民を災害から守り、対応できる、住民に寄り添ったよりよい対策づくりを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**議 長（白石雄二）**

以上で3番、住吉議員の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 39 分 散会